

令和6年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業（大型実証 非ASEAN加盟国）（第一回）
よくあるお問い合わせ

No.	ジャンル	質問	回答
		（１）公募について	
1	概要	公募期間はいつからいつまでですか。	2025年6月18日から2025年7月17日12時まで（約1か月程度の公募期間）となっています。
2	概要	採択結果の公表はいつ頃ですか。	採択結果の公表は9月中下旬頃を予定しています。
3	対象の事業者	応募できる事業者の必須要件はありますか。	以下3点それぞれで必須要件がございます。詳細は募集要領のP.10～11をご確認ください。 （１）単独の申請、または、幹事法人の応募資格 （２）共同申請する場合の幹事法人以外（以下、「共同申請者」）の応募資格 （３）その他
4	対象の事業者	メーカーでないと補助事業者になれないでしょうか。コンサルやシンクタンクは補助事業者になれますか。	申請者の業種に制限はありません。 ただし、本補助事業の終了後に、事業化を実施することとなる事業者(機器等の製造・輸出・販売、EPCやO&Mの実施、投資等を行うことが想定される事業者)が、補助申請者として参画する必要があります。 また、事業の主たる課題の解決や、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる部分を外注又は委託することはできませんのでご留意ください。
5	対象の事業者	現地法人は共同申請者として申請可能ですか。	現地法人が共同申請者として申請を行うことは可能ですが、以下いずれかの要件を満たした法人である必要があります。 （i）幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）の海外子会社（日本側出資比率10％以上） （ii）幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）の海外孫会社（日本側出資比率50％超の海外子会社の出資比率50％超） 日本側出資比率は、幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）からの単体・複数出資のいずれでも問題ありません。 その他の応募資格については、募集要領のP.10～11をご確認ください。
6	対象の事業者	外資系企業による申請は可能ですか。	外資系企業の日本法人など、募集要領の「5．応募資格」に記載する要件を満たすものであれば、可能です。
7	対象の事業内容	対象となる事業対象国はどこですか。	「グローバルサウス」については現状、明確な定義は存在しませんが、経済的な発展を遂げ、国際社会における影響力が増している新興国や途上国を指します。ただし、本事業においてはASEAN加盟国において実施する事業は対象外とします。 具体的な対象国について確認されたい場合には、補助金事務局まで個別にお問合せください。
8	対象の事業内容	複数国で実証を実施しても良いですか。	実証内容に一体性があれば、複数国を対象とした事業は可能です。複数国を対象とした事業を行う場合、申請書類には具体的な国名を記載してください。事業期間中の対象国の変更は原則認められません。 また、事業対象国以外の国で実施する部分の経費は補助対象外となります。
9	対象の事業内容	本事業が対象とする「実証事業」の定義は何ですか。	実証事業とは、実地に適用可能な段階にある技術・システム・制度などを、グローバルサウス諸国において、事業化に向けてその有効性や経済性などを確認することを指します。 本事業は実証を伴わないような研究開発支援及び設備投資支援を行う事業ではありません。 また、調査やFEEDのみの事業は対象外となります。また、単に製品・サービス等が売れるか確かめることは実証とみなしていません。日本で実施される実証も対象外となります。
10	対象の事業内容	製造ラインを拡大することに本補助金は使えますか。	ただ製造ラインを拡大することには使えません。実証性のある事業である必要があります。（募集要領の「3．事業内容(1)実証事業であること」）。単に新しい製造ラインを作って生産、販売し、売れるか確かめるといった事業内容だけは、実証性があるとは見なされません。
11	対象の事業内容	類型1, 2の場合に求められる「日本で既に技術的には確立されたもの」とは、どのようなものを指しますか。	実証事業における主たる技術（事業化に向けた課題を解決するためのもの）を有する者が、日本法人であるものを指します。
12	対象の事業内容	対象となる事業はどういったものですか。	募集要領の「3．事業内容(1)～(5)」に、補助対象事業の要件を記載しています。
13	対象の事業内容	対象となる技術やサービスに限定はありますか。	GX分野、DX分野、経済安全保障分野のいずれかの対象分野に関する技術・サービスである必要があります。
14	対象の事業内容	対象分野として、①GX分野、②DX分野、③経済安保分野、事業類型として類型1（我が国のイノベーション創出につながる共創型）、類型2（日本の高度技術海外展開型）、類型3（サプライチェーン強靱化型）の6つの要素がありますが、いずれか一つに該当したら応募可能ですか。	対象分野①～③のいずれかに該当した上で、事業類型1～3のいずれかにも該当する必要があります。
15	対象の事業内容	対象分野①GX分野、②DX分野、③経済安保分野に該当するかは、どのように判断しますか。	補助対象となる3つの分野のうち、いずれかに該当する必要があります。複数の分野に当てはまる事業での応募も可能です。なお、分野の判断に際し、事務局では個別具体的なお相談はお受け出来かねます。ご自身でご判断いただき、申請をお願いします。
16	対象の事業内容	類型1（我が国のイノベーション創出につながる共創型）、類型2（日本の高度技術海外展開型）、類型3（サプライチェーン強靱化型）のどの類型に該当するかは、どのように判断しますか。	補助対象となる事業は3つの事業類型のうち、いずれかに該当する必要があります。複数の類型に当てはまる事業での応募も可能です。なお、類型の判断に際し、事務局では個別具体的なお相談はお受け出来かねます。ご自身でご判断いただき、申請をお願いします。

17	対象の事業内容	類型 1（我が国のイノベーション創出につながる共創型）と類型 2（日本の高度技術海外展開型）の違いはどのようなものでしょうか。	前提として、類型 1・2 がそれぞれが満たすべき要件は、募集要領の「 3． 事業内容（3） 補助対象となる事業類型」を参照してください。 相違点について、類型 1 は中長期的に日本にリバースイノベーションをもたらすものです。事業によって発生したデータ・知見が、日本に還流し、日本の研究開発や技術等を高度化させるといった例が挙げられます。また、日本では法律上できない事業実施を相手国で行い成功することで、日本の法律を変える機運を醸成し、規制改革によるイノベーションに繋げるといった例も考えられます。 類型 2 は実施事業にあたり日本の部品、技術等を用い、また事業化した際の生産・稼働にも日本の部品・技術等を用いることで、短期的・中期的に日本の雇用が増加するといった裨益があるものです。
18	対象の事業内容	類型 3（サプライチェーン強靱化型）は、特定重要物資に該当する物品の製造・供給等をする事業のみが対象ですか。	製造・供給等をする物品が特定重要物資に該当することは、類型3の必須の条件ではありません。類型 3 が必須で満たさないといけないのは、以下の 3 つの項目になります。 ・日本の産業構造上重要と考えられる物資を対象とすること。（特定重要物資とは限りません。特定重要物資に指定されているもの以外でも、サプライチェーン上の重要性が合理的に説明されているものを対象に含みます） ・事業実施国において事業に未適用なプロジェクトであること。 ・日本の一国依存度が高く、本事業を通じた供給構造の変化が日本のサプライチェーン強靱化に資すること。 例えばSAF（持続可能な航空燃料）は、特定重要物資ではないため「経済安全保障分野」には該当しませんが、化石燃料からの転換として「GX分野」に該当し、上述の 3 つの項目を満たせば、事業類型 3 に該当することとなります。
19	対象の事業内容	類型 3（サプライチェーン強靱化型）として、経済安保法における金属鉱産物（重要鉱物）に係る案件の応募は可能ですか。	金属鉱産物（重要鉱物）について応募する場合には、経済安全保障推進法に係る重要鉱物助成金交付事業等の対象事業とならない旨を様式 2 事業計画書において記載いただく必要があります。
20	対象の事業内容	JCMを利用する案件は、GX分野に該当しますか。また、どの類型に該当しますか。	JCM(https://www.env.go.jp/earth/jcm/index.html)は、化石燃料からの転換ではないことがあるため、JCMを利用する案件であることだけでは、GX分野には該当しません。また、JCMを利用する案件であることだけでは、どの事業類型にも当てはまりません。類型 1 ～ 3 いずれかの類型に当てはまる必要があります(募集要領の「 3． 事業内容（3）補助対象となる事業類型」)。
21	対象の事業内容	申請を検討している事業内容について、対象となるか個別に相談することは可能ですか。	事務局は、申請者同士の公平性を担保するため、個別のご相談に対応することができません。必須で満たすべき要件については、募集要領の「 3． 事業内容」等をご確認ください。
22	実施体制	共同申請を行う場合、補助率はどのように適用されますか。	共同申請の場合、幹事法人および共同申請全体で同じ補助率が適用されます。中小企業補助率の適用を受けられるのは幹事法人・共同申請者ともに中小企業の場合に限ります。 詳細は募集要領の「 6． 補助金交付の要件（2） 補助率・補助額」をご確認ください。
23	実施体制	事業実施国にこれから設立する法人を、実施体制に含めて申請したいです。まだ設立されていない法人は共同申請者として認められますか。	応募時点で未設立の法人を実施体制に含めて申請すること自体は認められますが、以下の点にご留意ください。 ・応募時に未設立の法人を実施体制に含めた申請も審査の対象としますが、審査において実証事業の実現可能性を低く評価される可能性があります。 ・応募時点で未設立の法人を実施体制に含めて応募する場合、当該法人の設立を補助事業者が組織決定したことを示す資料の提出が必須となります（いずれも設立時期を明記したもののみが有効となります）。提出が無い場合は審査を行わず不採択とします。また、申請書類の必要箇所に当該法人に関する記載を漏れなく行ってください。例えば、実施体制図には当該法人を役割とともに明記するほか、様式 2 別添 2 事業計画書には当該法人も含めた事業経費を記入してください。 ・応募時点で未設立の法人を実施体制に含めた申請が採択された場合は、当該法人が設立されたことを事務局が確認してから交付決定手続きを行います。当該法人の設立後に、補助金交付申請書とともに当該法人が設立したことを示す資料を事務局に提出してください。2 0 2 6 年 1 2 月末までに当該法人が設立したことの確認を事務局から受けなかった案件は、採択を取り消します。交付決定日より前に発生した経費は補助対象経費となりませんのでご注意ください。なお、申請時点で未設立の法人が補助事業者になることはできません。
24	申請	同一事業者が複数事業を申請することは可能ですか。	可能です。事業内容が各々異なる内容の事業であれば、複数事業の申請を行うことは可能ですので、まとめて 1 つの申請とせず、事業ごとに申請を行ってください。ただし、同一事業を分割して複数案件として申請したり、複数者から同一案件をそれぞれ申請したりすることは認められません。
25	申請	既に開発や実証のために助成を受けている事業についても申請することは可能ですか。	過去又は現在の日本国政府（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託費等）と同一又は類似内容の事業は原則補助対象となりませんが、事業自体は同一または類似内容であってもスコープ等が過去または現在の事業と明確に区分され、本事業の目的に合致している案件については申請いただくことは可能です。
26	申請	事業実施国の政府等から助成を受けている事業についても申請することは可能ですか。	問題ありません。ただし、補助対象経費のうち自己負担分を超える助成を受けることは認められません。
27	申請	他国では実施したことがあるものの、今回申請する事業実施国では実施したことが無い事業内容で申請することは可能ですか。	申請は可能ですが、様式 3 類似性検査シートの中で、今回申請の事業が、過去に実施された、もしくは実施されている事業と比べて技術面、事業環境面に十分な差異があるか、ご説明頂く必要がございます。（分野が経済安全保障分野である場合、技術の差異については、ご説明は不要です。）
28	申請	グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金の「大型実証」と「小規模実証」に同一の事業を同時に申請することは可能ですか。	採択決定前であれば大型実証と小規模実証への同時申請は可能ですが、それぞれ補助額の上限額や下限額、事業実施期間等の違いにご留意いただき、事前に経済産業省の担当課ともよくご相談ください。 また、過去又は現在の日本政府（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託費等）との補助金の重複受給は認められません。ただし、事業実施国、製品・サービス、主たる技術、プロジェクトの内容・調査範囲・スコープが異なる等、これまでに採択された事業と別の事業であれば申請は可能です。
29	申請	グローバルサウス未来志向型共創等事業の「小規模実証・F S 事業」に応募し、採択された後に、同じ案件について調査範囲やスコープ等が違うものとして本「大型実証 非ASEAN加盟国」に申請することは可能ですか。	「小規模実証・F S 事業」で実施した調査範囲やスコープ等の事業内容が「大型実証 非ASEAN加盟国」で申請する事業内容と明確に区分され、各事業の目的に合致し、各事業の実施スケジュールに無理がない場合は申請可能です。
30	申請	事業実施期間中に商業運転を開始する必要がありますか。	事業実施期間中に商業運転を開始する必要はありません。 事業業実施期間中に補助対象経費を用いた製品及びサービス等の有償販売及び有償提供を行う場合、補助事業に要する経費の自己負担分(補助事業に要する経費－補助金額)以上の利益が出る事業（補助事業に要する経費の自己負担分を賄う以上の利益が出る場合）は本事業の対象外となります(募集要領の「 3． 事業内容(5)①」)。

31	申請	委託・外注費に何か制限があるのでしょうか。	補助金総額に対する委託・外注費の額の合計の割合は50%未満にして頂く必要があります。 50%以上を超える場合は相当な理由があるかどうか審査の対象となるため、「様式 2 別添 3 委託・外注費の額の割合が 5 0 %を超える理由書」を提出する必要があります。
32	申請	委託先について、応募時に委託先企業が決まっていなくても問題ないでしょうか。 また、委託先の選定にあたり、過去に起用実績のある企業等の場合、相見積りの提出は不要でしょうか。	応募時点で委託先が未定の場合は特定の会社名を記載せずに「法律事務所（未定）」「設計事務所（未定）」というような、役割がわかる記載でも問題ございません。 また、委託先の選定においては、補助事業事務処理マニュアルP. 3 3 の通り、経済性の観点から可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定してください。相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備してください。
33	申請	外注・委託を想定している場合、応募時に見積書等の添付は必須でしょうか。	応募時にご提出いただく必要はございません。しかし、採択後の交付申請手続きでは、経費の妥当性等の確認のため、計上された経費に係る証憑書類をご提出いただく必要があり、それらの書類に不備があると交付決定に至りません。そのため、公募段階で見積書や相見積書などの証憑書類を早めにご準備いただくことを推奨します。
34	申請	応募時に実証に係る機械設備等の相見積書の提出は必要でしょうか。	応募時に提出は不要です。ただし、採択決定後の交付申請手続きでは、経費の妥当性等の確認のため、相見積のご提出をいただく必要があり、それらの書類に不備があると交付決定に至りません。公募段階で早めにご準備いただくことを推奨します。
35	申請	現地国へ日本人の専門家派遣を検討していますが、その場合には、提案書にはどのように記載すれば良いですか、またその場合の費用として旅費などを計上することはできますか。	提案書には、当該外部専門家を現地国へ派遣する事の必要性等を記載してください。 外部専門家に現地へ渡航していただく際の旅費・交通費は、経費項目を「旅費」として計上してください。 >事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費（交通費、宿泊費、日当）をいいます。 >旅費の支給対象者は、事業従事者及び事業を行うために必要な会議等に出席した外部専門家等となります。（「補助事業事務処理マニュアル」P. 1 8 ページより引用）
36	申請	J グランツのシステムからの申請と同時に、バックアップとして、データ送受信サービスの申請をしてもよいですか。	原則、応募申請については J グランツもしくはデータ送受信サービスのどちらか一つで申請をお願いします。J グランツで申請したが、不具合等で申請が出来ているか不明な場合は、事務局にて J グランツの申請状況を確認致しますので、お問い合わせ先メールアドレス（inquiry Jsna@gshojo.jp）までご連絡をお願いします。
37	申請	Gビズ I D プライムアカウントについて教えてください。	Gビズ I D の詳しい内容は Gビズ I D の H P にてご確認ください。 （ https://gbiz-id.go.jp/top/index.html ）
38	申請	共同申請の場合に J グランツを使用可能でしょうか。	共同申請を行う申請者は、J グランツを使用して電子申請を行うことが出来ません。募集要領の「 7 . 応募手続き（ 3 ）応募書類の提出方法 ②データ送受信サービス」に記載の方法にて事務局へお問い合わせください。
39	申請	募集要領の英語版資料の提供はありますでしょうか。	英語版の募集要領はございません。 大変お手数ですが、事業者様にて資料内容の翻訳をお願いいたします。
40	申請書類	申請書類の頁数に上限はありますか。	様式 2 事業計画書（powerpoint形式）においては、スライドを増やすことは制限されています。増やすことができるスライドにはその旨ガイドが示されておりますので、ご確認ください。
41	申請書類	共同申請者について、費用負担がない場合でも「様式 2 別添 2 事業計画書」の提出は必要ですか。	費用負担がない場合は 0 円という記載の上、様式 2 別添 2 事業計画書の提出をしてください。
42	申請書類	様式 6 「強靱で信頼性のあるサプライチェーン構築宣言及び計画」の提出が努力目標となっているのは、類型 3 （サプライチェーン強靱化型）に該当する事業である場合のみですか。	類型 3 に限らず、全ての種類の事業で、また分野③経済安全保障分野に限らず、全ての分野の事業で、本事業の補助対象経費で支出する機器・製品・原材料等に特定重要物資（様式第 6 を参照）が含まれる場合、提出が努力目標となっています。
43	申請書類	様式 7 人権尊重の取組状況の内容について伺いたいのですが、問い合わせ先を教えてください。	以下の窓口で、海外ビジネスに限らず、サプライチェーンと人権に関する相談を受け付けています。また、日本政府の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」や関連の実務参照資料に関する相談にも対応しています。 経済安全保障・ビジネスと人権に関する貿易投資相談窓口（JETRO） https://www.jetro.go.jp/world/scm_hrm/#page_con
44	申請書類	従業員の賃金引上げ計画の証明に必要な書類を教えてください。	従業員への賃金引上げ計画を表明する場合のみ、様式 5 をご提出ください。なお、公募時は、様式 5 （中小企業は前年度の法人税申告書別表 1 も必要）の提出のみですが、事業終了後に証明書類（法人事業概況説明書等）の提出が必要となります。詳細は、募集要領をご確認ください。
45	申請書類	3 年分の決算報告書と財務諸表を提出必須とありますが、設立 3 年未満のスタートアップ企業の場合はどう対応すればよいですか。	設立 3 年未満の事業者の場合は、財務諸表がある期間分のみ提出してください。ただし、事務局より追加の資料の提出を求める場合があることを予めご了承ください。
46	申請書類	設立 1 年未満のスタートアップ企業の場合は、賃上げの算出はどのように対応すればよいですか。	設立 1 年未満の事業者については、賃上げの算出が不可能なため従業員への賃金引上げ計画の表明書による加点は対象外となり、提出は必要ありません。
47	申請書類	事業実施国の中央政府等と MOU やレター等をまだ取り交わしておらず、申請時に提出するのは難しいのですが、どうすればよいですか。	補助事業者が中小企業以外の法人（大企業等）である場合、事業実施国の中央政府等※ 1 との間で取り交わしている MOU やレター等※ 2 の写しを、申請時又は交付決定後 1 年以内に提出することが必須となっております。提出を行わない場合は、採択及び交付決定を取り消す場合があります。 ※ 1：中央政府、地方政府、国営企業、政府系金融機関 ※ 2：中央政府等との協業・連携やファイナンス支援等の具体的な対応、包括的な協力、依頼等を含む文書。ただし、事業の実施にあたり事業実施国による規制緩和、特例措置、これらに類する特別な許認可等が必要となる場合には、行政手続きの支援が記載された文書 ※応募時に提出した MOU やレター等の内容により、審査において加点されます。 なお、申請時又は交付決定後 1 年以内の MOU やレター等の提出が必須となるのは補助事業者が中小企業以外の法人である場合に限られます。補助事業者が中小企業である場合は MOU やレター等の提出は必須ではありませんが、提出頂ければ審査において加点されます。

48	申請書類	実証事業の開始予定日は、申請日を書けば良いですか。	申請日ではなく、実際の事業開始予定日を記入してください。なお、本事業では交付決定日以降に発生（発注）した費用のみが補助対象経費となります。 交付申請手続きを経て交付決定までは約３か月程度要しますが、提出いただいた書類に不備があるとさらに遅くなる可能性があります。事業計画は余裕を持ったものを策定してください。
49	申請書類	各様式に記載する「代表者役職・氏名」は、最も役職の高い人間でなくとも決裁権限を有する者であれば問題ないでしょうか。	法人の代表者、または社を代表して契約する権限を有する権限者であれば問題ございません。 なお、各様式に記載する「代表者役職・氏名」は統一していただく必要がございます。
50	申請書類	申請時に提出する様式や書類において、サインや押印等は必要ですか。	サインや押印は必要ございません。 ただし、事業者側の事情（社内規程等）により押印が必要な場合は、押印された書類を提出していただいても構いません。
51	審査	申請の早い申請から順次審査が行われ、予算総額に達した時点で以降の提出案件の採択可能性が無くなるということはあるですか。	申請の早いものから優位になるということはなく、申請締切日までに提出された案件について、締切日以降に比較審査となります。
52	審査	審査基準について、事業に使用する機器、設備等の日本製品の割合は審査の基準になりますか。また割合等の基準はありますか。	具体的な割合基準はありません。ただし日本への波及効果については審査時の評価対象となります。
53	審査	どんな申請が採択されやすいですか。	本事業は、要件を満たせば必ず支給される補助金ではありません。事務局のチェックで要件を満たしていることが確認された申請のうち、外部有識者で構成される審査委員会で高く評価されたものが採択されます。 例えば、類型１～３に当てはまる形で日本碑益がしっかり説明され、大きな日本碑益が定量的に見込まれるもの、また、実証する内容に優れた新規性があるもの(世界初の技術の実証である等)が高く評価されます。
54	次回以降	次回の公募はいつを予定していますか。また今後想定される公募回数を教えてください。	令和６年度補正事業は全２回で、２０２５年秋～冬頃に第２回公募を行う予定です。
55	次回以降	グローバルサウス未来志向型共創等事業は、来年度以降も継続されますか。	来年度以降については未定です。
		（２）補助対象経費について	
1	概要	補助の対象はグローバルサウスの域内で行う実証事業で、日本国内の設備投資は含まれないという理解でしょうか。	日本国内に対する設備投資は基本的には含まれません。また、交付規程の第１条にて定めたとおり、日本国外への技術・物品の輸出については外為法に基づく手続きを怠らないようにしてください。 詳細は経済産業省 安全保障貿易管理のHPをご確認ください。 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html
2	概要	様式２別添２事業計画書に記載する「補助事業に要する経費」と「補助対象経費」の違いを教えてください。 例えば、実証の補助額が最大４０億円となっているが、中小企業の２／３補助の場合は、事業費は６０億円まで使えるということでしょうか。	「補助事業に要する経費」とは、本事業の遂行に必要な費用の総計を指します。 「補助対象経費」とは、前述のうち、事業の遂行に直接必要な経費を指します。なお、「補助事業に要する経費」と「補助対象経費」が同額の記載であっても問題はございません。補助対象経費の区分、対象等詳細は募集要領をご確認ください。 質問にある例示の場合、補助事業に要する経費は６０億円以上でも申請可能ですが、中小企業の場合の補助対象経費は上限６０億円、補助金申請額は上限４０億円となります。
3	概要	補助対象外の経費はどのようなものですか。	具体的な経費項目については、募集要領の「１０．補助対象経費の計上（２）原則、直接経費として計上できない経費」を確認ください。以下のような経費が本事業においては対象外となります。
4	概要	昨年度に既に実施した費用を計上することはできますか。	計上はできません。あくまでも、交付決定後に、本事業の事業実施期間に実施いただいた取組にかかる経費のみ認められます。
5	概要	経費の支払い時、クレジットカードを使用することは出来ますか。	支払の事実に関する客観性の担保のため、支払方法が指定されている場合を除き、原則、支払は銀行振込としてください。また、やむをえずクレジットカード決済をする場合、口座引落日が事業終了日以前である必要がありますのでご注意ください。
6	概要	様式２別添２事業計画書の項目にある機械設備・システム購入費について、事務処理マニュアルにある外注費に該当するシステム調達とは違うものという理解でいいでしょうか。	ソフトウェアやクラウドサービスの購入など、購入に当たるものはシステム購入費として扱います。 システムの構築や改修、メーリングシステムの借用など他者から役務の提供を受ける場合には、委託・外注費となります。 なお、システムを内製する場合の自社のＳＥ等の費用は人件費となります。
7	補助対象可否	申請に要した書類作成、取りまとめに係る経費は補助対象となりますか。	対象となりません。
8	補助対象可否	契約書等に必要なる収入印紙代は補助対象となりますか。	対象となりません。
9	補助対象可否	海外要人招聘・専門家の派遣、現地パートナーとの連携促進等に要する経費は補助対象になりますでしょうか。	実証のために必要な現地のキーパーソンや専門家の招聘等費用（旅費）であれば対象となります。但し、原則２者以上の業者からの相見積が必要となりますのでご注意ください。
10	補助対象可否	土地・建物等施設に関する経費は補助対象となりますか。	土地・建物の施設に関する経費は補助対象ではありません。
11	補助対象可否	本事業にかかるソフトウェア購入費の他、ソフトウェアの設定作業や仕様変更なども補助対象となりますか。	本事業のためのソフトウェア購入費、ソフトウェアの設定作業費や仕様変更費についても補助対象となります。ただし汎用性のあるものは補助対象外です。
12	補助対象可否	中古機械設備の購入は補助対象になりますか。	価格設定の妥当性が明確でない中古機械設備の購入費用は補助対象外となりますが、型式や年式が記載された相見積りを３者以上から取得している場合等は補助対象となります。詳細は募集要領の「１０．補助対象経費の計上（２）原則、直接経費として計上できない経費」をご確認ください。

13	補助対象可否	補助金は出資金として使用することは可能ですか。	出資金としては使用できません。 出資先が共同申請者となる場合には、実証事業において必要となる機械設備等導入に要する経費等は補助対象経費として認められます。 なお、共同申請者とは、海外において本事業を実施する法人であって、以下①②いずれかの要件を満たす者であり、補助申請者の現地SPC等を想定しております。 ①補助対象事業者の海外子会社（日本側出資比率10%以上） ②補助対象事業者の海外孫会社（日本側出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超） 日本側出資比率は、共同申請の場合、幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）からの単体・複数出資のいずれでも問題ありません。
14	補助対象可否	補助事業者が購入した機械設備等を、補助事業者ではないグループ会社に設置し実証を行う計画ですが、この場合の機械設備等の購入に係る費用は補助対象経費になりますか。	補助事業者が実証に必要な機械装置等を購入することということであれば、機械設備費・システム購入費として補助対象になります。 また、補助事業の完了後も補助事業者が設備等の取得財産を管理する必要がありますのでご注意ください。 交付規程第22条、23条もご確認ください。
15	補助対象可否	実証事業後の機械設備等の撤去費用は事業費となりますか。	実証後の機械設備等の撤去費用について、事業の遂行に直接必要な経費と認められる場合には、補助対象経費として扱う事が出来ます。ただし、事業実施期間内に、当該費用の支払いが完了している必要があります。
16	補助対象可否	幹事法人から共同申請者、あるいは共同申請者間で委託や外注を行い、委託費や外注費を補助金対象経費として計上することは可能でしょうか。	幹事法人から共同申請者、共同申請者間での委託、外注はできません。
17	補助対象可否	実証する機械を内製する費用は、補助対象になりますか。	内製に従事する社員の人件費は補助対象経費となります。また、内製のために購入する資材・部品等については、消耗品費又は機械設備費に計上可能です。
18	補助対象可否	生産に必要なクリーンルーム設置経費は補助の対象になりますか。	土地・建物等、施設に関する経費は原則対象外ですが、汎用性が無く、事業で求められる清浄度等の数値を用い、実証事業のみに必要であることが説明できる場合は対象となります。
19	補助対象可否	補助対象経費項目「借料及び損料」に、建設機械損料（建設機械等の償却費、維持修理費、管理費等）は補助対象経費として計上可能でしょうか。	「借料及び損料」では、建設機械損料は補助対象になりません。 ただし、事業の性質や内容に応じて、実証期間中に発生する維持修理費や管理費については「その他諸経費」として、補助対象となる可能性があります。
20	人件費	人件費単価について、自社の受託単価や他の助成事業で採用された単価を使うことは出来ますか。	使うことはできません。実績単価か健保等級単価のどちらかを選択してください。なお、実績単価を採用している場合には、所定時間外労働における時間単価は、補助事業者が支給した総時間外手当と総残業時間から単価を算出します。健保等級単価を採用している場合には時間内、時間外は問わず同一の単価を使用します。
21	人件費	人件費の実績単価はどのように計算しますか。	年間総支給額＋年間法定福利費を年間理論総労働時間で割った単価となります。年間総支給額には、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与を含めることが出来ますが、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で補助として助成されているものは含めることができません。年間法定福利費には、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む）、労働保険料、児童手当拠出金、労働基準法の休業補償等の補助交付契約者及び共同事業実施者の負担分を対象としています。
22	人件費	残業代は人件費の対象になりますか。	残業代を補助事業者が負担している場合に限り、人件費に計上することができます。
23	人件費	代表取締役や役員の報酬は人件費の対象となりますか。	前提として人件費計上の根拠として原則認められるのは、従事したことに対して支払われる「給与」となります。 そのため、基本的には代表取締役や役員が受け取っている「役員報酬」は、人件費計上に際しての算出根拠として認められません。 役員報酬のうち給与相当額が分かる規程（役員報酬規定等）及び他の従業員と同様に従事時間が分かる規程等が整備されており、それらを提出できる場合は人件費として計上できることがあります。
24	人件費	他組織、他事業者からの出向者や事業従事者の経費計上はどのように行えば良いですか。	補助事業者がその費用を負担している場合に限り、出向者の人件費や旅費は補助対象となります。ただし、補助事業者以外から給与等が支払われている場合は、補助事業者が負担した分のみを計上することに留意してください。（補助事業者以外からの支払分は控除して計上、又は時間単価の算出にあたり控除して時間単価を算出してください。）
25	人件費	自社ソフトウェア等を現地版にローカライズする場合の費用は、どの費目で計上ができますか。	ローカライズを他社が行う場合は委託・外注費、内製する場合のS E等の費用は人件費となります。
26	委託・外注費	共同申請者が海外支社や現地法人である場合、どのように費用計上を行えば良いでしょうか。	人件費として計上する場合は、海外支社や現地法人であっても幹事法人の人件費計上と同様の経費処理が必要です。また事務局へ提出する資料は必ず日本語に翻訳の上、提出をお願いいたします。 現地のグループ内関連会社等を共同申請としない場合は委託・外注費として計上してください。ただし、補助事業者が事業全体の企画・執行を管理者として担う必要があります。 また、外注する必要性、金額の妥当性（本来補助事業者が実施すべきものを外注することにより、費用が増えていないか等）をご説明いただく可能性がございますので、ご注意ください。

27	自社調達	日本国内の製造事業者が海外にて実証を行う際、自社の機器を一部用いて行う場合、その費用は補助対象経費として計上して問題ないでしょうか。	自社内から調達を行う場合は、調達金額の多寡に関わらず利益排除を行ってください。詳細は、募集要領に記載のある経済産業省の補助事業事務処理マニュアル P. 4 をご確認ください。
28	税	海外にて補助事業者が物品等を購入する際にかかる付加価値税（VAT）、現地で輸入に係る関税等の諸税は補助対象となるでしょうか。	輸出入時に課される関税及び設備等の導入国で課されるVATは、対象国における各種税制の利用等を含めた減免の可能性を検討した上で、それが困難な場合は補助対象経費への計上を認めます（減税された結果残った関税等も補助対象経費の対象とします）。補助金受給後にVATの還付が受けられることがわかった場合は、還付された金額を返納する必要があります。設備等の導入国において対象となる物品等を取得・保有等することに対して課される税（固定資産税等に相当する税）は計上の対象外です。
		（３）採択後の手続き及び実証事業について	
1	採択後	採択後の補助事業者(単独申請の場合)、幹事法人及び共同申請者(共同申請の場合)の変更は認められますか。	採択は補助事業者(単独申請の場合)、幹事法人及び共同申請者(共同申請の場合)の評価を含めて与えられた権利のため、補助事業者(単独申請の場合)、幹事法人及び共同申請者(共同申請の場合)の変更は原則として認められません。ただし、応募時点で共同申請者となるべき現地法人が未設立である場合には、募集要領P11 5.応募資格（２）①を参照ください。
2	採択後	採択後に事業形態・事業類型を変更することは可能でしょうか。	採択後に事業形態・事業類型を変更することはできません。
3	採択後	採択後に対象国を変更することは可能でしょうか？	採択後に対象国を変更することはできません。
4	採択後	概算払いは可能ですか。	本事業は基本は事業終了後の精算払としています。ただし、事業期間中に機械設備の設置及びその支払を完了とした場合など事務局において必要と認められる額については概算払を行う場合があります。
5	採択後	共同申請の場合、共同申請者への補助金の振込は事務局より直接行われますか。	補助金は幹事法人の日本の口座に交付し、幹事法人から共同申請者に分配することとします。従って、共同申請者へ事務局から直接振り込むことはございません。
6	採択後	本補助事業に採択された場合、契約書などの締結は必要ですか。	本補助事業における契約については、補助事業者で交付規程に同意の上で交付申請を行っていただき、事務局から交付決定通知書をお送りする事で契約と同様の意味を持ちます。交付決定通知書の発出後に、事務局と補助事業者との間において、別途契約書の締結などのステップはございません。
7	契約手続き	採択通知後、交付申請はどのように行うのでしょうか。	採択通知後、採択事業者にメールにて交付申請関連のご案内を行います。
8	契約手続き	採択されてから交付申請をどのくらいで出せばよいのでしょうか。	交付申請のスケジュールが確定次第、採択事業者にメールにてご案内を行います。申請書類の提出締切は厳守してください。
9	事業開始時期	採択後、補助金の交付決定より前に発注等を行うことは可能ですか。 また採択通知後、すぐに実証事業を開始して良いですか。	補助金の交付決定前に、発注した経費については補助金の交付対象とはなりませんが、補助対象としない経費の発注は交付決定前に行っても構いません。採択通知後の交付申請手続きでは、経費の妥当性等の確認のため、計上された経費に係る証憑書類をご提出いただく必要があり、それらの書類に不備があると交付決定に至りません。公募段階で見積書や相見積書などの証憑書類を早めにご準備いただくことを推奨します。
10	計画変更	計画変更承認申請書は、実証事業の内容に変更があった場合、必ず提出が必要ですか。	補助事業の内容の変更によって交付申請金額との乖離が発生する場合や補助目的が変更される場合は、あらかじめ、様式第３計画変更承認申請書を事務局に提出し、承認を受ける必要があります。ただし、交付規程 1 1 条「計画変更の承認等」上の下記の変更であるならば、計画変更の必要は無く、交付決定額の金額を上限として金額の調整は可能です。実績報告時にその旨事務局にご報告ください。 【交付規程 1 1 条より一部抜粋】 「ー補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。 （ア）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合 （イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合」
11	計画変更	申請時に購入を予定していた機械設備を変更しても良いですか。 また、その際は計画変更が必要になりますか。	交付規程第 1 1 条「計画変更の承認等」に記載の通り、補助金交付申請時に取得するとしていた単価 5 0 万円以上（税抜き）の機械、器具及びその他の財産を変更しようとするときは、様式第 3 計画変更承認申請書を事務局に提出し、承認を受ける必要があります。変更内容によっては補助対象外となることがあります。
12	事業終了	事業実施期間を延長することは出来ますか。	できません。
13	報告	事業実施状況について事務局に途中報告する必要はありますか。	事業実施状況について、途中報告いただく予定です。詳細は採択決定後に連絡します。 確定検査については、事前確認として、適宜事業実施期間中に支出を証明する帳簿類及び領収書等の証拠書類を事務局へご提出いただき、中間検査を行いますので、ご了承ください。
14	報告	実証事業で実施した内容について、調査報告書を納品する必要がありますか。	補助事業終了後の精算に必要となるため、交付規程第 1 6 条に基づき実績報告書を事務局宛に提出いただきます。また、上記とは別に補助事業終了時に調査結果等を報告書にまとめ、事務局に提出いただきます。
15	支払い	補助金の支払はいつ頃になりますか。	原則、精算払いとなります（概算払を希望する場合は、個別審査が必要）。事業終了後、補助対象事業の完了報告書及び実績報告書をご提出いただいた後、補助金額の確定手続きに入ります。確定手続きを進めるにあたり、書面審査に加え現地調査を行う場合があります。支払いは補助金の確定後約 2 ～ 3 週間程度を要します。

16	補助金額	交付決定時の金額よりも実績時の金額が大きくなった場合、補助金の金額を増額していただくことは可能でしょうか。	基本的には認められません。交付決定時の金額が上限となります。
17	為替	交付申請額と実績額において、為替等で差が出た場合はどうなりますか。	支払額は、為替等に関わらず補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。
18	取得財産	実証事業により取得した設備等の資産の帰属は幹事法人あるいは共同申請者という理解で合っておりますでしょうか。	資産については、幹事法人あるいは共同申請者に帰属します。 なお、減価償却期間内における処分や商用利用については事前に事務局及び経済産業省に対して承認を得る必要があります。 また、事業者が取得財産等を処分する場合、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入額又は見込まれる収入額の全部若しくは一部を事務局に納付させることがあります。
19	取得財産	実証事業における財産処分の制限について教えてください。	事業終了後に財産を処分したことにより収益が生じた場合の納付が必要な期間は、「補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」の期間に従います。詳細は、交付規程の第22条、23条をご確認ください。
20	その他	実証事業において、①事業実施期間中の収益の取扱い（返納義務の有無）、及び②事業実施期間終了後の本事業で購入した設備の取扱いに関して教えてください。	①収益を返納頂く必要はありません。ただ、事業実施期間中に補助対象経費を用いた製品及びサービス等の有償販売及び有償提供を行う場合、補助事業に要する経費の自己負担分(補助事業に要する経費－補助金額)以上の利益が出る事業は、本事業の対象外となります。 ②事業実施期間終了後の本事業で購入した設備の取扱いについては、交付規程第22条、23条をご確認ください。
21	その他	本事業は、政治資金規正法第22条の3の1項「寄付の質的制限」の適用除外要件に該当する事業ですか。	本事業は、政治資金規正法の対象外です。